

令和 8 年度

新南陽浄化センター外計装設備点検業務 仕様書

履行場所 周南市港町地内外

(契約日から令和 9 年 3月31日まで)

周南市上下水道局

委託概要

新南陽浄化センター・汚水中継ポンプ場・新南陽北部浄化センター施設内計装設備の性能維持及び予防保全のため、点検及び調整を行うもの。

新南陽浄化センター外計装設備点検業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター、古開作汚水中継ポンプ場及び福川汚水中継ポンプ場（以下処理場等）の計装機器の点検、報告に関する業務の仕様を定め、定期点検による計装機器の性能維持を図り、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

(点検する計装機器の個所と数量)

第2条 点検、報告を実施する計装機器の個所と数量は本設計書に記載してあるものとする。

(点検期間及び業務の履行)

第3条 当該年度内に実施することとし、受注者は年間作業予定表を発注者に提出し、承認を受けこれに従って点検を実施すること。

(点検期間の変更)

第4条 発注者により点検時期の変更を求められた場合はこの指示に従うこと。また、天候、受注者の都合等により点検の実施が困難となった場合は発注者の承認得て点検時期を変更することができる。

(点検作業要領及び業務内容の報告)

第5条 本点検整備、業務内容の報告は以下の要領で実施すること。

- (1) 計装機器単体の機能検査整備及び総合作動確認を行う。市係員の指示するループについては、受信器まで含むループとする。
- (2) 点検調整中、計測機器に異常が認められた場合、簡易な補修や適切な措置を講ずるとともに発注者に報告すること。その際本浄化センターに補修用の部品があれば支給するとともに交換すること。
- (3) 処理場等の全計測機器において突発的な故障が生じ、緊急に修理を行う必要が生じたときは発注者の連絡により、受注者は直ちに技術者を派遣し、原因を調査するとともに改善方法を進言すること。
- (4) 計測器の保守作業後の故障について、原因が受注者に起因する場合は受注者の負担で直ちに修復すること。
- (5) 点検及び調整を行ったときはその都度、作業報告書を施設担当者に提出するとともに点検結果内容を速やかに報告すること。
- (6) 点検内容をまとめた報告書を年度末に提出すること。

(委託期間)

第6条 契約日から令和9年3月31日まで

(委託料の支払い)

第7条 業務完了後1回払いとする。

(関連法令等の遵守、安全教育の徹底)

第8条 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

(その他)

第9条 受注者は契約履行上、仕様書に明記していない事項であっても業務上当然必要がある場合はこれを行わなければならない。

2. 前項の場合を除き、仕様書に定めのない事項で必要がある場合には、発注者及び受注者協議の上解決するものとする。